

市民参加の機会・政策水準の向上 & 人格と倫理の向上・品位の保持 米子市議会基本条例・政治倫理条例を全会一致で可決

米子市議会は、議会提案の市民及び市長等との関係、議会及び議員の活動原則などを定めた「議会基本条例」と、議員の政治倫理に関する「政治倫理条例」を、全会一致で可決成立しました。(04年、3月定例議会)

質問は

一門一答方式

論点や争点を明確に

本会議や委員会における議員と市長らによる質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確に行うために、現行の「一門一答方式」を定めています。(第6条1)

「反問権」の導入

市長ら、議員に逆質問

これまで議員は「質問する人」、市長らは「答える人」でしたが、議会の活発な政策論議を行うために、議員の質問に対し市長等から逆に質問(反論、質問の不明な点や質問の趣旨、根拠の確認)をすることができるとしました。(第6条2)

(地方議会は、二元代表制です。議員と市長が直接選ばれています。緊張関係を保つことが大切です)



副議長の辞職勧告/「陳情」採決を巡って!

3月定例会の最終日、議会提案の議案に「反対する陳情」3件の採決を巡って、副議長が賛成に同意した。

副議長は、議会が提案する議案の成立に「議長を補佐」することがあっても、「否決」の立場にはたてない。

この混乱の責任求めて、「辞職勧告動議」を提出した。

「陳情の取り扱い」・審査の充実

市民からの政策提案に

議員の積極的関与・「規則改正」

議会は、請願や陳情を市民からの政策提案と受け止めると定めています。(第5条)

審議にあたっては、紹介議員だけでなく、請願・陳情者(提出者)の意見を聞く機会を確保することに努めるものとしています。

市民が、議会に陳情することとは従来どおりです。

改正は、①議題の可、否の審査をする、②議題の審議

も賛同者として積極的に加わるとしています。

政治倫理条例・議員の責務/宣誓書の提出

条例は「議員は、市民の厳粛な負託を受けていることを認識し、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を行使して自己の利益を図ることのないように」と定めています。

議員の責務(第2条)

基準に反するとの疑いの場合、説明責任を果たす。

宣誓書の提出(第3条)

条例を遵守する旨の宣誓書の提出。

政治倫理基準(第7条)

・市職員等の関与の禁止
・公正を疑われるような金品授受の禁止。等

議会改革、道半ば

「議会合意」・意思を示す

「市民対話」・情報の共有

等の課題があります

議員定数は、九ヶ所で「市民との意見交換会」を開催し、現定数30を4減し、26となりました。

議会基本条例、議員政治倫理条例も、一定の目的は達成されたものの、議会改革は道半ばです。

「議会の合意形成」や「議会と市民との対話」など、議会改革をめざす課題は、多々あります。